

令和7年7月8日

山中 理司 様

大阪市財政局財務部財源課財源調整グループ

平素は大阪市政にご理解、ご協力賜り、誠にありがとうございます。

令和7年6月26日にご依頼いただいた件について、次のとおり提供いたします。

1 ご依頼内容

令和7年6月26日開催の関西電力株式会社の定時株主総会に関して大阪市が作成し、または取得した文書

2 提供資料

- (1) 関西電力への株主提案（特別職説明資料）
- (2) 株主権行使に係る個別株主通知申出書等について
- (3) 個別株主通知申出受付票及び個別株主通知予定日について（供覧）
- (4) 関西電力株式会社に対しての株主提案について
- (5) 個別株主通知済通知書について（供覧）
- (6) 関西電力の定時株主総会について（特別職説明資料）
- (7) 関西電力株式会社 第101回定時株主総会における議決権行使と職務代行通知について
- (8) 定時株主総会における議決権行使について
- (9) 定時株主総会における第17号議案についての提案、趣旨説明用原稿

今後とも大阪市政に対しまして、一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

お問い合わせ先

財政局財務部財源課財源調整グループ

（担当：野瀬、松本）

電話番号 06-6208-7733

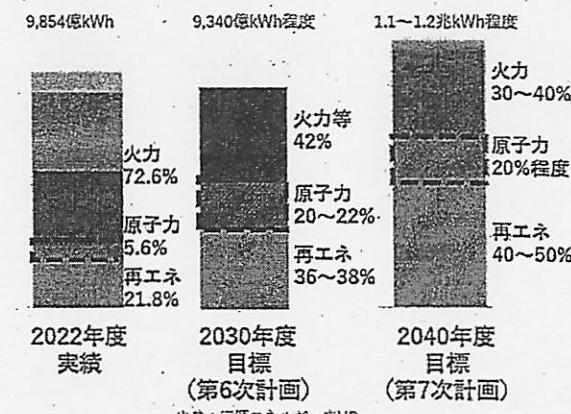
原発に関する国の動きと本市のスタンス

◆エネルギー基本計画の改定

- ・政府は概ね3年毎に計画の見直しを行っている。
- ・前回計画(2021年10月22日)策定から約3年が経過する中、経済産業省より2024年12月17日に「第7次エネルギー基本計画」の原案が公表され、2025年2月18日、閣議決定された。

【第7次エネルギー基本計画】

- ・「特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していくとした上で、2040年度におけるエネルギー需給の見通しを示した。
- ・原子力発電については、電源構成比率(2割程度)に変更はないが「可能な限り依存度を低減する」としていた方針を見直し、「最大限活用する」と明記
- ・廃炉となる原発の建て替え条件の緩和や、既設炉の最大限の活用、次世代革新炉の開発・設置も明記



◆本市の原子力発電に対する考え方

- ・使用済燃料の最終処分等の課題が解決できないまま、原発の稼働や新增設を行うことは、将来の世代・未来に向けて無責任と考えており、断じて許されることではなく、これらの課題を早急に解決すべき。
- ・昨今の世界的な情勢を踏まえると、市民の生活をなんとか成り立つようにするためには、当面の間は、原発の稼働もやむを得ない。
- (・原発に代わる再生可能エネルギーの最大限の導入や新技術の開発に積極的に取り組むべき)

関西電力への株主提案(令和7年度の株主総会及び提案内容)

◆開催日 6月下旬の予定

- ・総会集中日である 6月27日(金)より前の開催の見込み

◆開催場所 大阪市内の予定

- ・例年どおりの規模の会場を用意し、出席した株主の意見表明や発言の機会を確保する予定

◆提案内容 次項のとおり

◆スケジュール(予定)

4月25日(金) 提案議案書の提出、HPアップ

※株主総会の日の8週間前までに行う必要がある

6月中旬 株主総会における議案の賛否についてご説明

6月下旬 株主総会
・提案説明者は、環境局長

令和7年度の株主提案内容(案)

(ゼロカーボン社会の実現への貢献)

提案本文	提案理由
<p>本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。</p> <p>第 章 持続可能な社会の実現への貢献 (ゼロカーボン社会の実現への貢献)</p> <p>第 条 本会社は、ゼロカーボン社会の実現に貢献するため、多様かつゼロカーボンの実現につながるエネルギー源の導入及び新技術の開発を推進する。</p> <p>原子力発電所については、次の各号の要件をすべて満たせる見通しが立たない限り、必要最低限の稼働とし、新增設は行わない。</p> <ul style="list-style-type: none">(1)天災・武力攻撃を含む論理的に想定されるあらゆる事象についての万全の安全対策(2)原子力発電所の事故発生時における賠償責任が本会社の負担能力を超えない制度の創設(3)使用済燃料の最終処分方法の確立	<p>ゼロカーボン社会の実現に向けて、革新的な新技術の開発を行いながら、再生可能エネルギーや同エネルギーから製造する水素の飛躍的な導入など多様かつゼロカーボンの実現につながるエネルギー源の導入を進めるべきである。</p> <p>原発については、ひとたび過酷事故が発生すると広範囲での回復不可能かつ甚大な被害が想定され、株主利益の著しい棄損のみならず、将来に過大な負担を残す恐れがある。また、原発が戦闘行為の対象となるリスクも顕在化した。使用済燃料の中間貯蔵施設の候補地が未だ決まらず、最終処分方法も確立されていない。現在も増え続けている使用済燃料について処理の見通しが立たないまま、原発の稼働や新增設を行い、ツケを将来世代に回すことは、断じて許されることはなく、これらの課題を早急に解消すべきである。</p>

令和6年度から変更なし:提案本文、提案理由共に本市の主張を端的に最大限表現している。

【参考】株主総会の対応状況

年度	意見表明	説明者	状況等
H24	橋下市長	河合弁護士	・「大阪府市エネルギー戦略会議」での検討に基づき提案実施
H25	—	河合弁護士	
H26	橋下市長	河合弁護士	・経営責任の追及、使用済み核燃料の処理問題をはじめとして原発事業を継続することのリスクについての認識を求めた。
H27	—	河合弁護士	・「言うべきことは代理人に任せること」として市長の出席なし
H28	吉村市長	河合弁護士	・関電次期社長(岩根氏)と吉村市長初面談(H28.4.19) ・「使用済み核燃料問題も解決していない中、原発一辺倒の経営方針を改め再生可能エネルギーにシフトするべき。経営体制、執行体制のあり方を変革すべき。」と発言
H29	—	—	・関電岩根社長と吉村市長面談(H29.4.11) 脱原発に向けた本市方針などを意見交換 (市長発言「株主提案は引き続き行う。」)
H30	—	環境局長	・関電岩根社長と吉村市長面談(H30.5.16)。その際、市長から「昨年同様総会には出席しない。職員で対応させる」と発言
R1	—	環境局長	・関電岩根社長と松井市長面談(R1.5.14)
R2	—	河合弁護士	・金品受領問題を受け市長指示(R2.4.30)により代理人選定
R3	—	河合弁護士	・市長指示(R3.4.19)により代理人選定
R4～6	—	環境局長	・市長への説明時に総会対応確認

【参考】関西電力の原子力発電所の稼働状況

令和7年3月3日現在

原発名	定格出力	稼働状況	運転開始日	年数	特重*
美浜1号機	34万kW	廃炉 (2015.4.27運転終了、廃止措置中)	1970.11.28		
美浜2号機	50万kW	廃炉 (2015.4.27運転終了、廃止措置中)	1972.7.25		
美浜3号機	82.6万kW	定期検査中 (2025.3.2~6月下旬予定)	1976.3.15	46年	済
高浜1号機	82.6万kW	運転中 (2024.9.25~)	1974.11.14	48年	済
高浜2号機	82.6万kW	運転中 (2025.3.~)	1975.11.14	47年	済
高浜3号機	87万kW	定期検査中 (2025.2.22~6月下旬予定)	1985.1.17	38年	済
高浜4号機	87万kW	運転中 (2023.12.16~)	1985.6.5	37年	済
大飯1号機	117.5万kW	廃炉 (2018.3.1運転終了、廃止措置中)	1979.3.27		
大飯2号機	117.5万kW	廃炉 (2018.3.1運転終了、廃止措置中)	1979.12.5		
大飯3号機	118万kW	運転中 (2024.5.2~)	1991.12.18	31年	済
大飯4号機	118万kW	運転中 (2025.3.20~)	1993.2.2	29年	済

定期検査終了予定は並列運転（調整運転）再開時期を記載。

美浜3号機、高浜3・4号機、大飯3・4号機は東日本大震災後に再稼働

*特重：テロなどに備えた「特定重大事故等対処施設」（特重施設）の設置

国内の原子力発電所の運転実績（前月分まで）は、日本原子力産業協会 <https://www.jaif.or.jp/category/npp>

関西電力の原子力発電所のリアルタイム運転状況は、https://www.kepco.co.jp/energy_supply/energy/power/info/monitor/live_unten/index.html

R 7 関西電力への株主提案実施時における想定 QA

Q 1 昨年度に提案を減らしたが、今後もその方針を継続していくのか？

A 1

- ・ガバナンスの強化や組織風土改革等、関西電力の自助努力により取組を進めるべきものについては昨年度より提案を見送っている
- ・ただし、「コスト削減」や「透明性の向上」など企業体制の強化も含めて厳しく求めていくスタンスは変わっていない
- ・電力事業の公益性に鑑み、今後も筆頭株主として関西電力に対して厳しい目で監視し、不適切事案等が生じた場合や経営改革等の取組が後退していると判断する場合は、株主提案権の行使を検討していく
- ・また、自治体としても市民の安全・安心を守る観点から関西電力の動向に注視し、株主・自治体の両面から関西電力の取組に携わっていく
- ・なお、原発については、使用済燃料の処理の見通しが立っていないなど、課題が解決していないため、引き続き提案を行っている

Q 2 第 7 次エネルギー基本計画において、原子力発電について「最大限活用する」と明記されたが、脱原発の考え方へ変更はないのか？

A 2

- ・原発は発電時に CO2 を排出しないことから、2050 年のカーボンニュートラル達成に向けて、国が原発の活用を推進する方針としたことについては承知している
- ・昨今の世界的な情勢を踏まえると、市民の生活をなんとか成り立つようになるためには、当面の間は、原発の稼働もやむを得ないと考える
- ・しかしながら、使用済燃料の最終処分等の課題が解決できないまま、原発の稼働や新增設を行うことは、将来の世代・未来に向けて無責任と考えており、断じて許されることではない

Q3 ゼロカーボン社会の実現には原発は必要との考え方？

A 3

- ・原発は発電時に CO₂ を排出しないことから、2050 年のカーボンニュートラル達成に向けて原発の活用を推進する動きがあることは承知している
- ・一方で、原発が抱える課題が解決されないまま積極的に推進していくべきではなく、まずは原発が抱える課題の早急な解決、そして原発に代わる再生可能エネルギーの最大限の導入や新技術の開発に積極的に取り組むべき

* 令和7年2月に閣議決定された第7次エネルギー基本計画では、以下明記された

- ・「特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していく上で、2040 年度におけるエネルギー需給の見通し（原子力 2 割程度）を示した。
- ・原子力発電については、「可能な限り依存度を低減する」としていた方針を見直し、「最大限活用する」と明記
- ・廃炉となる原発の建て替え条件の緩和や、既設炉の最大限の活用、次世代革新炉の開発・設置も明記

Q4 R5 年度までの株主提案では、「可及的速やかに全ての原子力発電所を廃止する。」とされており、脱原発を取り下げたのではないか？

A 4

- ・これまでの株主提案においても、万全の安全対策など3つの条件を満たせる見通しが立たない限り、という前提をつけており、これらの条件を早急に満たさう、国や関西電力に求めていく
- ・これらの条件を満たせないなら、原発を推進すべきではない

* 3つの条件

- (1)天災・武力攻撃を含む論理的に想定されるあらゆる事象についての万全の安全対策
- (2)原子力発電所の事故発生時における賠償責任が本会社の負担能力を超えない制度の創設
- (3)使用済燃料の最終処分方法の確立

Q5 京都市と共同提案をしなかった理由は？

A 5

- ・これまで提案によって、本市単独提案と京都市との共同提案に分かれていたが、原発については従前より単独提案であった

{ * 京都市との共同提案

・R5年度（9提案）の内訳 ⇒ 本市単独5、京都市との共同4 }

Q6 株主総会に市長は出席されるのか？代理人に出席してもらうのか？

A 6

- ・当日の対応は未定である

Q7 昨年、関西電力が大型増資を行ったが、大阪市に影響はあったのか？

A 7

- ・新規株式の発行により発行済株式総数が増えたため、本市の持株比率は低下したが、株主提案等の権利に影響するものではない

・本市保有株数 : 68,286,880株

・発行済株式総数 : 938,733,028株 ⇒ 1,114,927,528株

・本市持株比率 : 7.65% ⇒ 6.12% ※関電自己株式を控除して計算

【持株比率による株主の権利】

- ・1%以上 : 株主提案ができる
- ・3%以上 : 株主総会を招集できる
- ・1/3以上 : 株主総会の特別決議（定款変更等）を単独で否決できる

Q 8 以前、株式の売却が市会で議論されたが、今後の方針は？

A 8

・以前からの売却方針は変わらないが、議会の承認等の様々な手続きや株価・市場への影響などを考慮する必要があるため、慎重に考えていきたい

・株式を保有している間は、株主としての立場から経営上の問題について説明責任を果たすことを求めていく。

* 大阪市戦略会議 (H26.11.10) : 安定的な財政運営をめざした株式資産保有のあり方について

・本市保有の株式については、上場・未上場株式を問わず、売却を基本とする。

・但し、上場株については本市の方針・行動が株価・市場に極力影響を及ぼさないよう最大限努めるものとする。

* 市長からの要求監査 (H26.12.26) : 関西電力株式の保有について

(政策目的による保有の是非について監査委員の判断の及ぶところではないが、市長が関電株保有の意義は薄れたとの前提に基づき監査委員の立場からの判断を求めたため、運用目的の視点から関電株保有の是非を判断)

<監査結果報告 (H27. 5. 8) (抜粋) >

・元本保証がない株式を基金において取得、保有すること自体が法の趣旨から逸脱しており、基金として関電株を保有することは妥当とは言えない。

・無配状態や株価の下落傾向が続ければ、出資財産の毀損リスク回避への対応を検討すべき。

* 株式売却議案

・平成26年11月 売却議案を提出 ⇒ 同12月 否決

・平成27年2月 売却議案を提出 ⇒ 同3月 否決

Q9 金品受領問題で、関西電力(新経営陣)と旧経営陣の訴訟状況を見守るとしていたが、方針に変更はあるのか？

A9

- ・訴訟については、引き続き、新経営陣と旧経営陣のなれ合い的和解がないように注視していく方針は変わらない
- ・なお、金品受領問題に対する関西電力としての経営改革は一定進展していると認識しているが、
- ・透明性が疑われる和解をするなど本市スタンスと異なる状況になれば、改めて対応を検討する

* 関西電力の訴訟状況

- ・令和2年6月 関西電力(新経営陣)が旧経営陣に対して損害賠償請求訴訟を提起
- ・令和3年10月 第1回口頭弁論
- ・令和4年4月 第2回口頭弁論
- ・令和5年6月 第3回口頭弁論

Q10 昨年行った社長との意見交換会は、今年も実施するのか？

A10

- ・現時点では、関西電力と特に具体的な話はしていない
- ・（取締役の選任等もあるため）株主総会の状況等も見ながら、検討していく

○原子力発電所の稼働状況

全国 : 14基稼働/36基

関西電力 : 7基稼働/7基 (うち2基は定期点検中 R7.4月時点)

原子力発電所の現状

再稼働
14基

稼働中 11基、停止中 3基 (送電再開日)

設置変更許可
3基

(許可日)

新規制基準
審査中
9基

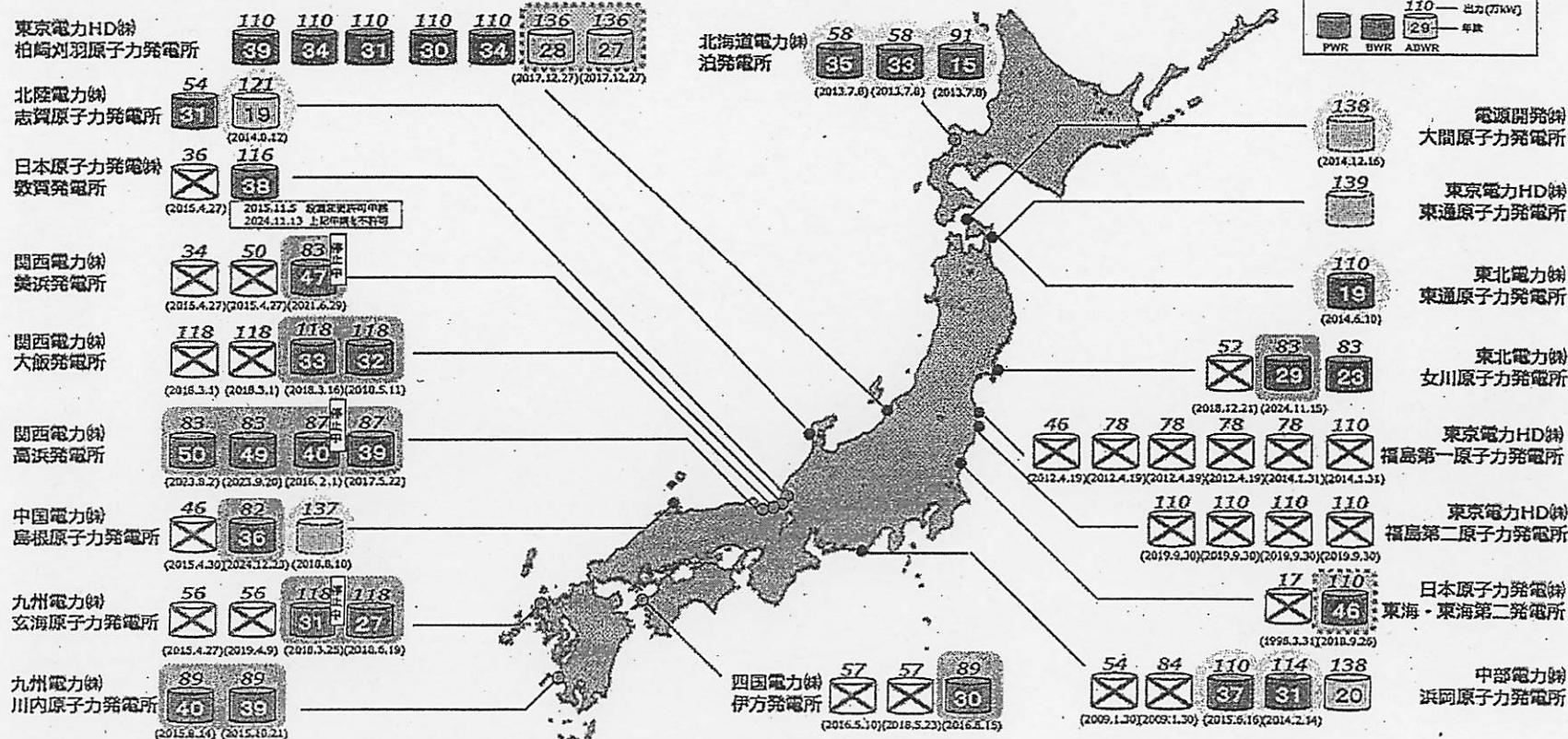
(申請日)

未申請
10基

2025年4月1日時点

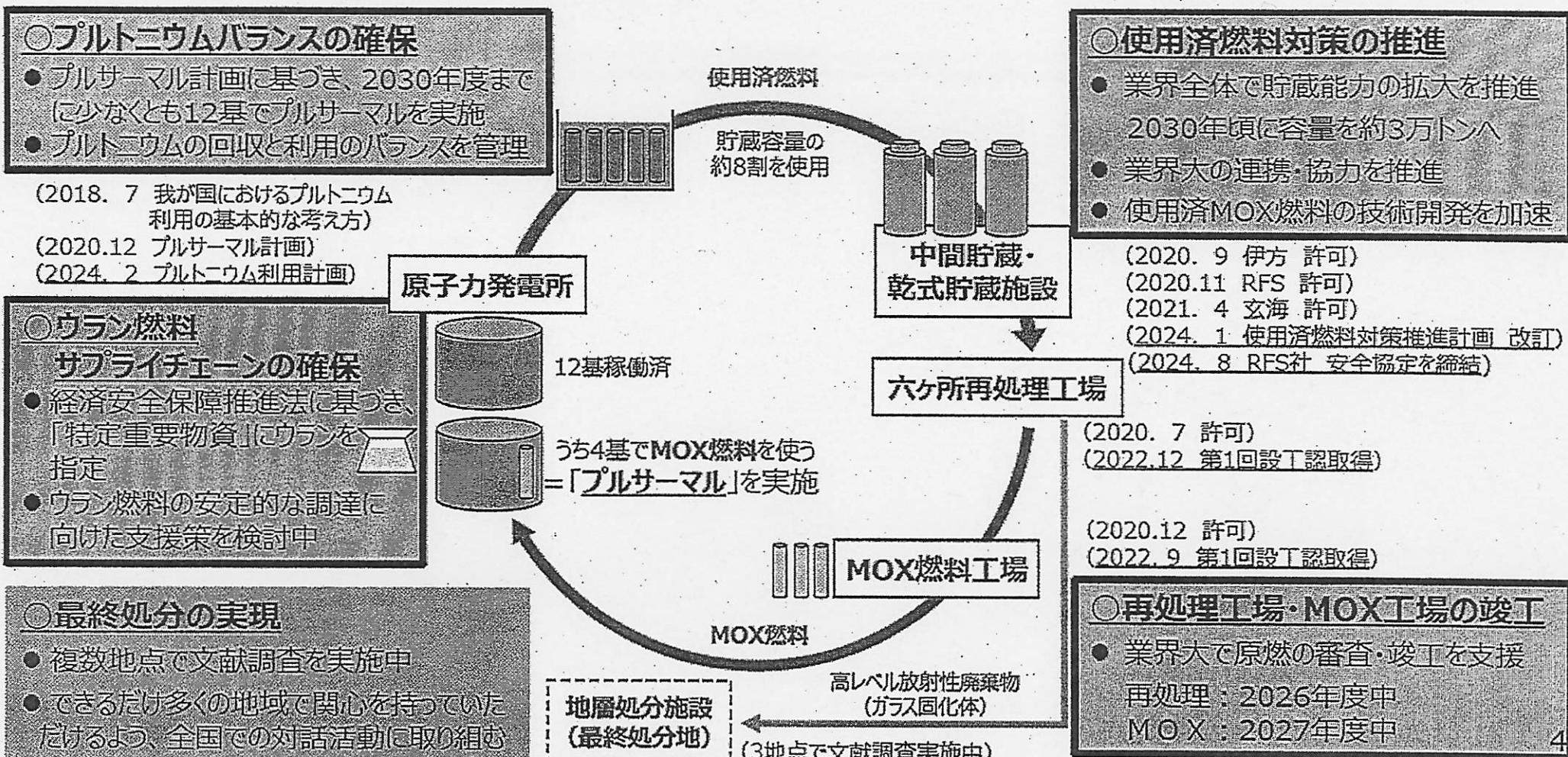
廃炉
24基

(電気事業法に基づく廃止日)



○核燃料サイクル

原子力発電で使い終えた燃料（使用済燃料）の中から、ウランやプルトニウムといった燃料として再利用可能な物質を取り出し（再処理）、この取り出した物質を混ぜ合わせて「MOX燃料」と呼ばれる燃料に加工して、もう一度発電に利用する取り組み



○各原子力発電所等における使用済燃料貯蔵状況

現在、全国の発電所等では、使用済燃料の貯蔵容量の約8割を使用。安定的・継続的な原子力発電利用の上で、使用済燃料の貯蔵能力拡大は重要な政策課題となっている。

発電所名	使用済燃料貯蔵量	管理容量	貯蔵割合
北海道 泊	400	1,020	39%
東北 女川	480	860	56%
	100	440	23%
東京 福島第一	2,130	2,260	94%
	1,650	1,880	88%
	2,370	2,910	81%
中部 浜岡	1,130	1,300	87%
北陸 志賀	150	690	22%
関西 美浜	500	620	81%
	1,440	1,730	83%
	1,870	2,100	89%
中国 島根	460	680	68%
四国 伊方	750	930	81%
九州 玄海	1,180	1,370	86%
	1,100	1,290	85%
原電 敦賀	630	910	69%
	370	440	84%
六ヶ所	2,968	3,000	-
合計	19,688	24,440	81%

※四捨五入の関係で、合計値は各項目を加算した数値と一致しない場合がある。

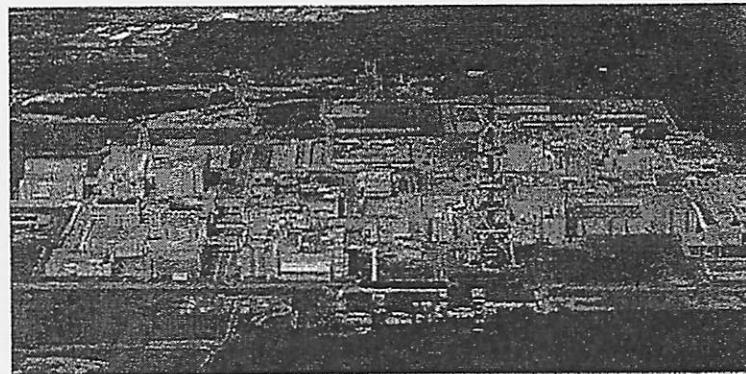
(2024年3月末時点)【単位:トンU】

○六ヶ所再処理工場・MOX 燃料工場の竣工に向けた取組

- ・再処理工場は、1993年4月に着工したが、完成時期がこれまでに27回延期されている。

六ヶ所再処理工場の経緯

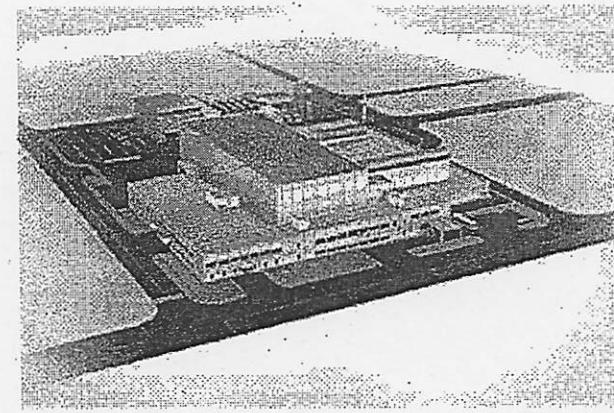
1993年4月 着工
1999年12月 使用済燃料搬入開始
2006年3月 アクティブ試験開始 →ガラス溶融炉の試験停止
2013年5月 ガラス固化試験完了
2014年1月 新規制基準への適合申請
2020年7月 事業変更許可
2022年12月 第1回設工認認可・第2回設工認申請
→安全対策工事や使用前事業者検査を経て竣工
2026年度中 竣工目標



使用済燃料の最大処理能力：800トンU/年

MOX燃料工場の経緯

2010年10月 着工
2014年1月 新規制基準への適合申請
2020年12月 事業変更許可
第1回設工認申請
2022年9月 第1回設工認認可
2023年2月 第2回設工認申請
→安全対策工事や使用前事業者検査を経て竣工
2027年度中 竣工目標

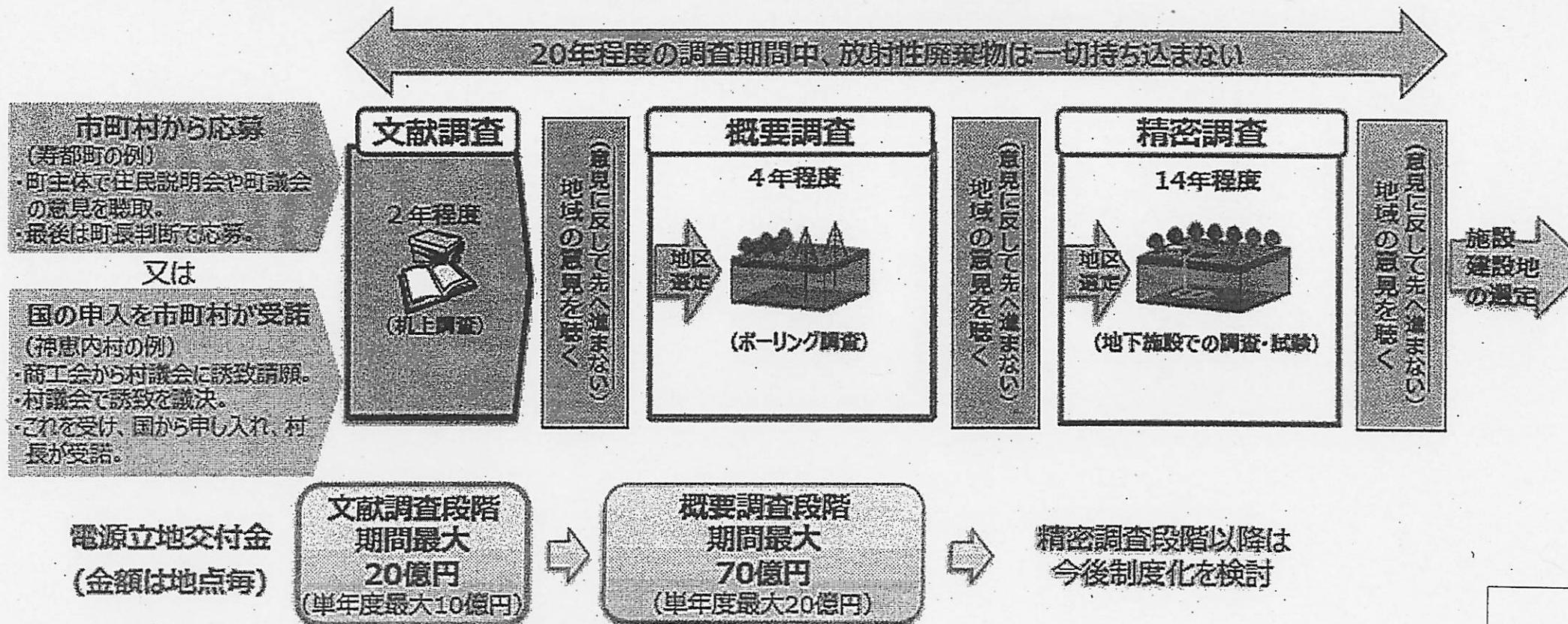


最大加工能力：130トン-HM（ヘビーメタル*）/年

* MOX中のPuとUの金属成分の重量を表す単位

○高レベル放射性廃棄物処分（最終処分）

- ・最終処分法では段階的な調査を経て処分地を選定することを規定。
- ・最初の調査である文献調査は、関心を示した市町村に対して、地域の地質に関する文献・データを調査分析して情報提供することにより、事業について議論を深める、いわば対話活動の一環と位置付け。
- ・国内の3カ所（北海道寿都町と神恵内村、佐賀県玄海町）が応募実施。
- ・次に進もうとする場合には、都道府県知事と市町村長のご意見を聴き、これを十分に尊重することとしており、当該都道府県知事又は市町村長の意見に反して、先へ進まない。



○関西電力の「使用済燃料対策ロードマップ」見直し

2023.10.10 ロードマップ策定

- ・2026年度から、使用済燃料を六ヶ所再処理工場へ搬出
 - ・2027～29年度にかけて、使用済MOX燃料(約200t)を仏国へ搬出
 - ・2030年頃の中間貯蔵施設の操業開始に向け準備を実施
- ⇒「使用済燃料の県外搬出について2030年までに計画を確定させるとの、福井県との約束はひとまず果たされた」との関西電力による見解

2024.4.23 中国電力が、関西電力との共同開発を前提とする、山口県上関町での中間貯蔵施設の調査・建設に向けた掘削調査を開始

2024.7.12 原子力規制委員会に対して美浜発電所および大飯発電所構内における使用済燃料乾式貯蔵施設（電源を使用せずに安全性の高い方式）の設置計画に係る許可申請を実施

2025.2.13 六ヶ所工場稼働延期等に伴うロードマップ見直し

- ・2028年度から、使用済燃料を六ヶ所再処理工場へ搬出
- ・使用済MOX燃料の仏への搬出量を200t追加 (うち100tは2030年度から実施)

⇒今後、このロードマップに従い使用済燃料の県外搬出を確実に進めていく

○関西電力の使用済燃料対策ロードマップ

- ・六ヶ所再処理工場の2026年度中の竣工に向け、関西電力を中心に、審査・検査に対応する人材を更に確保
- ・2027年度から再処理開始、2028年度から使用済燃料受入れ開始。再処理工場への関西電力の使用済燃料の搬出において、2030年度までの3年間で198tを搬出（全体再処理量の約6割）。その後も必要量を確保し搬出するよう取り組む
- ・使用済MOX燃料の再処理実証研究のため、2027年度から2029年度にかけて高浜発電所の使用済燃料約200tを仏国オラノ社に搬出、データ充実化が必要になったことを踏まえ、さらに200t関西電力から搬出容量枠を確保し、まず2030年度から100tを搬出する
- ・中間貯蔵施設の他地点を確保し、2030年頃に操業開始
- ・中間貯蔵施設の操業を開始する2030年頃までの間、六ヶ所再処理工場および仏国オラノ社への搬出により、使用済燃料の貯蔵量の増加を抑制
- ・あらゆる可能性を組み合わせて必要な搬出容量を確保し、着実に発電所が継続して運転できるよう、環境を整備する
- ・本ロードマップの実効性を担保するため、今後、原則として貯蔵容量を増加させない
- ・使用済燃料の中間貯蔵施設へのより円滑な搬出、さらに搬出までの間、電源を使用せずに安全性の高い方式で保管できるよう、発電所からの将来の搬出に備えて発電所構内に乾式貯蔵施設の設置を検討

年度	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
六ヶ所再処理工場			竣工								
				各電力会社の使用済燃料の再処理							
				下期 70t 上期 60t	下期 110t 上期 0t	下期 90t	(徐々に800tに増加)	800t	800t	800t	800t
				各電力会社の使用済燃料受入れ							
				130t	110t	90t*	(徐々に800tに増加)	800t	800t	800t	800t
				関西電力からの使用済燃料搬出量							
				78t	66t	54t	(その後も必要量を搬出)				
使用済MOX燃料 再処理実証研究				高浜発電所から仏国搬出（オラノ社への搬出 200t+100t）							
				70t	70t	60t	100t				
中間貯蔵施設							中間貯蔵施設 操業				
							██████████	████████			

※ 受入れ量は前年度下期と当年度上期の再処理量の合計値であるが、2030年度上期の再処理量が公表されていないため、2029年度下期の再処理量の値を記載

○高浜発電所3、4号機運転期間延長認可

2024年5月29日原子力規制委員会より高浜発電所3、4号機の60年までの運転期間延長および40年以降の運転を前提とした原子炉施設保安規定の変更について、認可された。

特別点検、設備の劣化状況評価、施設管理方針に基づき、2023年4月25日に運転期間を60年とする運転期間延長認可申請を実施し、本日認可をいただいた。

【運転期間延長認可申請の概要】

特別点検

対象設備（原子炉容器、原子炉格納容器、コンクリート構造物）について異常がないことを確認。

劣化状況評価

原子力発電所の安全上重要な機器及び構築物等に対して、延長しようとする期間（20年）の運転を想定した設備の健全性評価を実施し、問題のないことを確認。（対象機器数：約4,200機器/基）

（30年目の高経年化技術評価および以降の運転データ等を踏まえ、計画的に評価を実施）

施設管理方針

特別点検、劣化状況評価の結果を踏まえ、延長しようとする期間（20年）に実施すべき施設管理に関する方針をとりまとめ。 主な方針：蒸気発生器の取替え等

※保安規定にも反映のうえ、2023年4月25日に原子炉施設保安規定変更認可申請を実施し、本日認可をいただいた。

3 エネルギー関連の技術開発に向けた取組み

○関西電力「ゼロカーボンロードマップ」_全体像



○関西電力「ゼロカーボンロードマップ」_再エネ



関西電力グループ
自ら取り組むこと

再生可能エネルギー

- 関西電力グループは、ゼロカーボンエネルギーのリーディングカンパニーとして、開発ポテンシャルの大きい洋上風力を中心に、エンジニアリングや販売面も含めた開発推進体制を強化し積極果敢に取り組んでまいります。
- 開発目標として、2040年までに国内で1兆円規模の投資を行い、新規開発500万kW[※]、累計開発900万kW規模を目指します。

目標達成に向けて

- 着床式洋上風力の開発を推進
- 排他的経済水域への開発エリア拡大を見据え
浮体式洋上風力の実証に注力し、開発を加速

2040年までに国内で
新規開発**500万kW**、
累計開発**900万kW**
規模を実現

2050年に
向けさらなる
開発へ

- これまでの開発の取組み
国内トップレベルの水力電源の開発・保有に加え、多様な再エネ電源の開発を推進



ナムニアップ1発電所



秋田港及び能代港(着床式)
(資料:独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)



ライトンノール(着床式)



DemoSATHプロジェクト(浮体式)

※2023年度末実績:国内新規開発 約52万kW

○関西電力「ゼロカーボンロードマップ」_ゼロカーボン火力



関西電力グループ
自ら取り組むこと

ゼロカーボン火力

- ゼロカーボン燃料については、既設発電所の改造やリプレースなど、2030年頃の混焼実現に向けた検討を進め、2050年までには専焼化を目指します。
- CCUSについては、既設発電所への追設やリプレースなど、2030年頃の導入に向けた検討を進め、2050年に向けてCO₂の分離・回収量の拡大を目指します。

ゼロカーボン燃料混焼・専焼化の取組み

2030年頃に水素混焼実現、
2050年までに専焼化

取組み例

- 姫路第二発電所における水素混焼発電実証
 - ・2023年度から、姫路第二発電所の発電設備1機を対象に水素混焼発電実証に向けた詳細設計を開始。
(NEDO公募「グリーンイノベーション基金事業」採択)
 - ・2025年に実証を開始予定。



CCUSの導入に向けた取組み

2030年頃に火力発電へCCUS導入、
2050年に向けてCO₂の分離・回収量の拡大

取組み例

- 堺泉北エリアでのCO₂分離・回収、液化・貯蔵に係る検討
 - ・2023年10月、コスモエネルギーホールディングスと堺泉北エリアでのCCSパリューチーン構築に向けた共同検討を開始。
 - ・発電所等から排出されるCO₂の分離・回収、液化・貯蔵、出荷に係る検討を実施し、経済性等を評価。



◆高効率化、ゼロカーボン化に向けた南港発電所のリプレース

高効率化や将来のCCS付き運転または水素専焼運転に向け、南港発電所のリプレースを決定。

2024年～2025年
既設廃止

- 現行設備を2025年3月末に廃止。

2026年～2030年
高効率化に向けた設備更新

- 2026年度に、高水準の発電効率を有するコンバインドサイクル機への更新工事に着手。
- 2029年度以降に運転開始。

2030年代後半～2050年
ゼロカーボン化

- CCS付き運転または水素専焼運転によるゼロカーボン化。

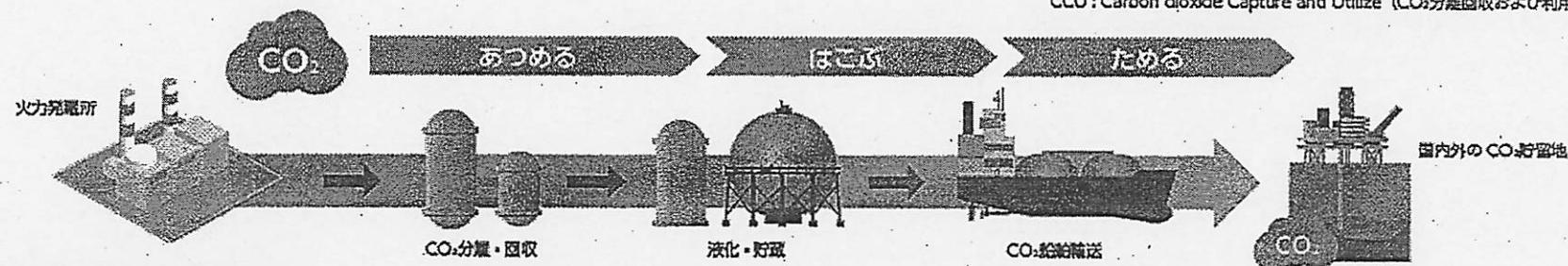
○関西電力「ゼロカーボンロードマップ」_CCUS

CCUS

関西電力グループ
自ら取り組むこと

- 排ガスからCO₂を分離・回収し、地中に安定的に貯留する「CCS」の実現に向けて、CO₂の液化・輸送・貯留のバリューチェーン構築を進めてまいります。
- CCSによる火力発電のゼロカーボン化とともに、地域のお客さまのCO₂を分離・回収するなど、社会全体でのCCS実装に向けて取組みをリードします。
- さらに、分離・回収したCO₂を合成メタンなどに加工し有効利用する「CCU」についても検討を進めます。

CCS : Carbon dioxide Capture and Storage (CO₂分離回収および貯留)
CCU : Carbon dioxide Capture and Utilize (CO₂分離回収および利用)

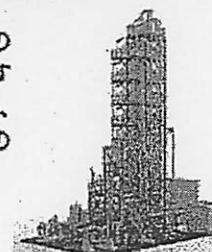


【CCUS の実現に向けた取組み】

あつめる

姫路第二発電所におけるCO₂分離・回収技術に関する実証試験

三菱重工業㈱と次世代のCO₂分離・回収技術を検証する新たな試験設備を設置し、さらに高性能な吸収液等の開発を目指す。



はこぶ

CO₂船舶輸送技術開発・実証試験事業への参画
舞鶴発電所で分離回収されたCO₂をNEDO事業の設備により液化・貯蔵・荷役、ならびに苫小牧基地との間での船舶輸送実証試験により安全で実証的なCO₂大量一貫輸送技術の確立を目指す。



実証試験船「えくすくう」
提供:NEDO、山宏汽船株式会社

ためる

国内外の貯留事業者等とのCO₂の分離回収～貯留に関する調査・検討

【具体事例】
三井物産㈱と、CO₂の分離・回収、輸送、貯留に関してバリューチェーンを一気通貫した事業性を調査・検討する。

○関西電力「ゼロカーボンロードマップ」_水素



水 素

関西電力グループ
自ら取り組むこと

- 2030年頃の水素等^{*1}サプライチェーン構築を目指し、足元から幅広く検討や準備を進めております。^{*2}
- 海外調達の準備を進めるとともに、国内製造にも取り組み、安価な水素の本格調達を目指します。
- 自社火力発電での活用、運輸・産業分野などの他産業のお客さまへの販売を通じ、2050年に向けて事業拡大を目指します。

水素サプライチェーン(2030年頃)

つくる

ためる・はこぶ

つかう

2050年
取扱量
全国シェア3割
を目指す

海外調達

水素製造条件への
参画・開発

受入拠点

貯蔵設備や
パイプライン等
の整備

自社火力

ガス火力発電での
水素混焼

国内製造

再エネでの
地産地消の水素製造
原子力での
水素製造実験

販 売

運輸・産業分野の
脱炭素化への貢献

*1 アンモニアの検討を含む

*2 姫路エリアでの水素等の受入・貯蔵～利活用に
関する共同検討の開始 等

○関西電力「ゼロカーボンロードマップ」_送配電事業

送配電事業

関西電力グループ
自ら取り組むこと

- 電力ネットワークは発電所とお客さまなど多様な系統利用者を繋ぐ役割を果たすゼロカーボンの実現に必要不可欠な設備であり、確実な増強・更新をはじめ、分散型グリッドの適用も進め、安定供給に努めてまいります。
- 再エネを活かすための連系線・基幹系統の整備強化、系統運用の広域化や温室効果ガス低減機器の導入拡大等送配電事業におけるあらゆる機会での脱炭素化により、環境負荷低減に取り組んでまいります。
- 蓄電池やEVの活用に向けたVPP制御システムの構築や電力データによるサービス強化、再エネを最大限活用する高度な系統運用の実現などにより、ゼロカーボン化の基盤となる電力ネットワークの次世代化を進めます。

安定供給

発電所とお客さまなど多様な
系統利用者をつなぎ
安定的に電気をお届けする



継続実施

- 設備の確実な増強・更新
- 新規再エネ電源の早期かつ着実な連系
- ウエルカムゾーン^{*1}の公開
- 分散型グリッドの適用

環境負荷低減

環境にやさしい電気を活用する



~2030年頃

2030年頃~

- 連系線・基幹系統の整備強化
- 系統運用の広域化
- 温室効果ガス低減機器の導入拡大
- 基幹系統の更なる整備
- 送配電事業^{*2}におけるあらゆる機会での脱炭素化

次世代化

自由に、便利に、電気や
魅力的なサービスを提供する



~2030年頃

2030年頃~

- 蓄電池やEVの活用に向けたVPP制御システムの構築、電力データ活用によるサービス強化
- 再エネを最大限活用する高度な系統運用の実現
- 異業種データも組み合わせたデータ活用

*1 ウエルカムゾーン：関西2府4県で比較的迅速かつ低成本で電気をご提供することが可能なエリア

*2 送配電事業：送配電事業は関西電力送配電(株)が担う

決裁

決裁区分 樀長

No.

市長	副市長	起案 令和 7年 4月 4日
		施行 予定 年 月 日
		決裁 令和 7年 4月 10日
		完結 年 月 日

標題

株主権行使に係る個別株主通知申出書等について

副題

関西電力（株）

標題について、次案のとおり個別株主通知申出書及び送付先指定書を特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行あて送付します。

なお、金融機関にて個別株主通知申出書及び送付先指定書の印影と届出印鑑との照合を行うことから、公印が必要であると認められるため、大阪市公文書管理規程第24条第2号の規定により押印します。

簿冊名称 出資財産関係書類							写し配布先	公開・非公開の区分
							公開	
常用期間 保存期間 10年	文書分類	款 1	項 3	目 0	節 2	細節		
公印（電子署名）審査	市長印	一般・専用	電子署名	文書主任	施行取扱い上の注意			
取扱責任者 (ICカード使用者)	文書主任	2通	2箇所					
審査済み	審査済み	局区所長印	一般・専用	審査済み			特定個人情報区分	
		通	箇所				否	

大阪市

0000000012910824 - 1

大阪市

0000000012910824 - 2

個別株主通知申出書 [特別口座]

特別口座 口座管理機關

御中

三菱UFJ信託銀行株式会社 あて

2025年4月 日

ご住所	〒530-8201 お電話 (06)-(6208)-(7733) (フリガナ) オオサカシキタナカニシマ
	大阪市北区中之島1丁目3番20号
ご氏名	(フリガナ) オオサカシ オオサカシヨウヨコマヒテスキ
	お届出印
大阪市 大阪市農横山英幸	

社債、株式等の振替に関する法律第154条（少数株主権等の行使に関する会社法の特例）第3項に規定する個別株主通知の申し出を、下記のとおり行います。

記

- 個別株主通知の対象とする振替株式の会社名（銘柄名）

会社名(銘柄名) (0169) 關西電力株式会社

- 一部通知(注)の申し出を行うか否かを選択してください。行う場合は、その理由もご記入ください。

一部通知の申し出を () 〇 行わない

() 1. 行為：((理由))

以上

（二）注意

1. 一部通知とは、三菱UFJ信託銀行以外の口座管理機関の口座に振替株式を保有されている場合においても、三菱UFJ信託銀行の特別口座に記録されている振替株式についてのみ通知するものです。
全ての口座管理機関に保有の振替株式を対象とした通知をお申し出の場合、「一部通知の申し出を行わない」を選択してください。
 2. 個別株主通知申出書が弊社証券代行部に到着した日を申出受付日といたします。
原則として、申出受付日に弊社から株式会社証券保管振替機構に取次ぎを行いますが、
申出書の到着時間帯によってはお申出日の翌日以降になる場合がございます。

----- 社用欄 -----

印鑑照合	検印	係印
.....		

告礮宛通知

取次店連絡事項

受付印

受付日	受付番号

会社No.	加入者口座番号														
-------	---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

上場会社用 送付先指定書

[TA取次用]

この送付先指定書を口座管理機関（証券会社等）を通じて
株主名簿管理人あてに取り次いでください。

2025年4月 日

株主名簿管理人
三菱UFJ信託銀行株式会社

御中
表五

貴社より発送される私名義の下記書類につきましては、今回に限り、届出住所ではなく、
下記指定の住所あてご送付くださいようお願いいたします。
なお、本件に関し、今後如何なる事故が発生しましても私が一切の責任を負い、貴社に対
していささかのご迷惑もおかけいたしません。

記

会社名	(0169) 陕西電力株式会社	
-----	-----------------	--

郵便物 〔該当するものに ○をお付けください。〕	名 称	備 考
	イ. 招集通知	
	ロ. 決議通知	
	ハ. 株式申込証	株
	(一)	個別株主通知申込受付票、個別株主通知口済通知書
	木。	

株 主 住 所 ・ 氏 名	郵便番号	530 - 8201	電話番号	06 - 6208 - 7733		
	ご住所	大阪市北区中之島1丁目3番20号				
	フリガナ	オオサカシ オオサカシヨウ ヨコヤマ ヒデキ	* お届印 (実印)			
	ご氏名	大阪市 大阪市長横山英幸				
	※ 法人の場合は商号、代表者役職名・代表者名(フリガナ)をご記入ください。					
株主番号	80001200	ご存知の場合はご記入ください。				

* 口座管理機関(証券会社等)へご提出の場合・・・証券会社へのお届印ご押印
株主名簿管理人へご提出の場合・・・実印ご押印、印鑑証明書添付
(発行後6ヶ月以内の原本)

指 定 送 付 先	郵便番号	530 - 8201	電話番号	06 - 6208 - 7733
	住 所	大阪市北区中之島1丁目3番20号		
	名 宛 人	大阪市財政局財務部財源課		

以 上

社用欄

口座管理機関受付印
(本人確認印)

名 称	処理 日	検 印	係 印
イ. 招集通知			
ロ. 決議通知			
ハ. 株式申込証			
(一)			
木。			

供覽

供覽区分 課長

No.

市長	副市長	供覽開始	令和 7年 4月 15日	
		閲了予定	年 月 日	
		閲了	令和 7年 4月 15日	
標題 個別株主通知申出受付票及び個別株主通知予定日について（供覽） 副題 関西電力（株）				
標題について、三菱UFJ信託銀行より通知がありましたので、別紙のとおり供覽します。				
簿冊名称 出資財産関係書類				
常用期間 保存期間 10年		文書 分類	款 1 3 0 2	項 目 節 細節
公開・非公開の区分 部分公開 情報公開条例第7条第2号による	写し配布先	文書主任		取扱い上の注意
				特定個人情報区分 否

X 大阪市

000000012910832 - 1

大阪市北区中之島1丁目3-20

大阪市財政局財務部財源課 様

00169 [REDACTED]
0000000001316565

関西電力株式会社

株主名簿管理人
三菱UFJ信託銀行株式会社(連絡先)
〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社
大阪証券代行部
電話 0120-094-777 (通話料無料)

書類送付のご案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、下記書類をご送付いたしましたので、ご査収ください。

敬具

記

<送付書類>
個別株主通知申出受付票兼個別株主通知予定日のご案内

1部

以上

大阪市北区中之島1丁目3-20



関西電力株式会社

特別口座管理機関
三菱UFJ信託銀行株式会社(連絡先)
〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号三菱UFJ信託銀行株式会社
大阪証券代行

電話:0120-094-777 (通話料無料)

大阪市
大阪市長 横山 英幸 様00169 [REDACTED]
0000000001316557

個別株主通知申出受付票 兼 個別株主通知予定日のご案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
さて、このたび「個別株主通知の申出」を受付いたしましたので、ご通知
申しあげます。本受付票は、少数株主権等の行使の際に必要となる場合が
ございますので、大切に保管して下さい。
なお、株式会社証券保管振替機構から発行会社（株主名簿管理人）への
個別株主通知予定日につきましては、下記2.のとおりですので、
あわせてご案内申しあげます。

敬 具

記

1. お申出の内容

・ 銘柄 : 関西電力株式会社
 ・ 申出受付日 : 2025年 4月 11日
 ・ 受付番号 : 000000000169001
 ・ 一部通知の申し出: ○行わない
 行う (理由 : 別紙ご参照)

2. 個別株主通知予定日 : 2025年 4月 17日
(ご注意)

- ・ 個別株主通知申出書が弊社証券代行部に到着した日を申出受付日といたします。
原則として、申出受付日に弊社から株式会社証券保管振替機構に取次ぎを行いますが、申出書の到着時間帯によってはお申出日の翌日以降になる場合がございます。
- ・ 本受付票は、譲渡、売買、質入等はできません。

以 上

決裁

決裁区分 局長

No.

市長	副市長	起案	令和 7年 4月 15日
		施行予定	令和 7年 4月 25日
		決裁	令和 7年 4月 23日
		完結	年 月 日

標題

関西電力株式会社に対しての株主提案について

副題

第101回定時株主総会（令和7年度）

標題について、会社法に基づき、別紙案のとおり関西電力株式会社取締役社長あて請求します。

なお、本件内容は、令和7年4月15日に市長説明し、決定されたものです。

また、関西電力株式会社株式取扱規則により、押印することとなっているため、大阪市公文書管理規程第24条第2号の規定により押印します。

簿冊名称 エネルギー政策関係書類							写し配布先	公開・非公開の区分
								部分公開 情報公開条例第7条第2号による
常用期間 保存期間	3年	文書分類	款 6	項 6	目 0	節 0	細節	
公印（電子署名）審査	市長印	一般・専用	電子署名		文書主任		施行取扱い上の注意	
取扱責任者 (ICカード使用者)	文書主任		1通	1箇所				
審査済み	審査済み	局区所長印	一般・専用					
		通	箇所					
							特定個人情報区分	
							否	

大阪市

000000012911591 - 1

ポスト名	名前	承認	収受	発送
財政局長	阿形 公基	承認済み	** ** ** **	**
財政局税財政企画担当部長	小林 直子	承認済み	** ** ** **	**
財政局財務部財源課長	三善 哲雄	承認済み	** ** ** **	**
財政局財務部財源課長代理	八澤 知己	承認済み	** ** ** **	**
財政局財務部財源課担当係長	野瀬 伸悟	承認済み	** ** ** **	**
	松本 奎佑	後回済み	** ** ** **	**
環境局長	井原 優子	承認済み	** ** ** **	**
環境局理事	井上 光太郎	承認済み	** ** ** **	**
環境局エネルギー政策担当部長	北浦 勝哉	承認済み	** ** ** **	**
環境局環境施策部エネルギー政策担当課長	大谷 直人	承認済み	** ** ** **	**
環境局環境施策部環境施策課エネルギー政策担当課長代理	天野 邦彦	承認済み	** ** ** **	**
環境局環境施策部環境施策課担当係長	石橋 稔也	承認済み	** ** ** **	**
	西出 広華(起案者)	起案済み	** ** ** **	**

大環境第e号

令和7年4月日

関西電力株式会社

取締役代表執行役社長 森 望 様

大阪府大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市 大阪市長 横山 英幸

本市は、6か月前より引き続き総株主の議決権の100分の6以上にあたる株式を有する貴社の株主です。

つきましては、次の事項を令和7年6月開催の株主総会の議案とされるとともに、議案の要領を株主に通知していただきますよう請求いたします。

記

[提案議案]

別紙のとおり

以上

第 一 号議案 定款一部変更の件

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第 一 章 持続可能な社会の実現への貢献

(ゼロカーボン社会の実現への貢献)

第 一 条 本会社は、ゼロカーボン社会の実現に貢献するため、多様かつゼロカーボンの実現につながるエネルギー源の導入及び新技術の開発を推進する。

2 原子力発電については、次の各号の要件をすべて満たせる見通しが立たない限り、必要最低限の稼働とし、新增設は行わない。

(1) 天災・武力攻撃を含む論理的に想定されるあらゆる事象についての万全の安全対策

(2) 原子力発電所の事故発生時における賠償責任が本会社の負担能力を超えない制度の創設

(3) 使用済燃料の最終処分方法の確立

【提案理由】

ゼロカーボン社会の実現に向けて、革新的な新技術の開発を行いながら、再生可能エネルギーから製造する水素の飛躍的な導入など多様かつゼロカーボンの実現につながるエネルギー源の導入を進めるべきである。

原発については、ひとたび過酷事故が発生すると広範囲での回復不可能かつ甚大な被害が想定され、株主利益の著しい棄損のみならず、将来に過大な負担を残す恐れがある。また、原発が戦闘行為の対象となるリスクも顕在化した。さらには、使用済燃料の中間貯蔵施設の候補地が未だ決まらず、最終処分方法も確立されていない。現在も増え続けている使用済燃料について処理の見通しが立たないまま、原発の稼働や新增設を行い、ツケを将来世代に回すことは、断じて許されることではなく、これらの課題を早急に解決すべきである。

大阪市北区中之島1丁目3-20

大阪市長 横山 英幸 様

00169- [REDACTED]
000000001316557

関西電力株式会社

特別口座管理機関
三菱UFJ信託銀行株式会社(連絡先)
〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行
電話 0120-094-777 (通話料無料)

個別株主通知申出受付票 兼 個別株主通知予定日のご案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
 さて、このたび「個別株主通知の申出」を受付いたしましたので、ご通知
 申しあげます。本受付票は、少数株主権等の行使の際に必要となる場合が
 ございますので、大切に保管して下さい。
 なお、株式会社証券保管振替機構から発行会社（株主名簿管理人）への
 個別株主通知予定日につきましては、下記2. のどおりですので、
 あわせてご案内申しあげます。

敬 具

記

1. お申出の内容

- ・ 銘柄 : 関西電力株式会社
- ・ 申出受付日 : 2025年4月11日
- ・ 受付番号 : 000000000169001
- ・ 一部通知の申し出 : 行わない
 行う (理由 : 別紙ご参照)

2. 個別株主通知予定日 : 2025年4月17日
(ご注意)

- ・ 個別株主通知申出書が弊社証券代行部に到着した日を申出受付日といたします。
 原則として、申出受付日に弊社から株式会社証券保管振替機構に取次ぎを
 行いますが、申出書の到着時間帯によってはお申出日の翌日以降になる場合が
 ございます。
- ・ 本受付票は、譲渡、売買、質入等はできません。

以 上

株式取扱規則

株式取扱規則

関西電力株式会社

第1章 総則

(目的)

第1条 本会社の株式に関する取扱については、定款第12条の規定に基づき、本規則の定めるところによるほか、振替機関である株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）及び口座管理機関である証券会社等（特別口座管理機関を含む。以下「証券会社等」という。）の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第2条 本会社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は、次の通りとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内1丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

同事務取扱場所

大阪市中央区伏見町3丁目6番3号

三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部

(請求等の方法)

第3条 株主が本規則による請求又は届出（以下「請求等」という。）をするときは、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下「証明資料等」という。）を提出するものとする。

2 本会社に対する株主からの請求等が、証券会社等及び機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しないものとする。

3 請求等について、第1項の手続きを行うほか、代理人によって行うときは代理権を証明する書面を、保佐人、補助人等の同意権者の同意を要するときは同意を証明する書面を、それぞれ提出するものとする。

4 代理人についても第1項を準用するものとする。

第2章 株主名簿への記録等

(株主名簿への記録)

第4条 株主名簿記載事項の変更は、純株主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第154条第3項に規定された通知（以下「個別株主通知」という。）を除く。）により行うものとする。

- 2 前項のほか、株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行うものとする。
- 3 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

第3章 諸・届

(氏名及び住所の届出)

第5条 株主は、次の事項を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 法定代理人があるときはその法定代理人1名の資格、氏名又は名称及び住所
- (3) 株式が数人の共有に属するときはその代表者1名の氏名又は名称及び住所
- (4) 前3号の事項につき、法人であるときはその代表者1名の資格及び氏名

(国外に居住する株主の仮住所又は代理人の届出)

第6条 前条の規定により届け出る住所が国外にあるときは、日本国内に通知を受けるべき仮住所又は常任代理人を定めて、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じてこれを届け出るものとする。

(氏名及び住所の変更)

第7条 前2条の届出事項に変更のあったときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じてこれを届け出るものとする。

(その他の届出)

第8条 証券会社等で受理又は取り次ぐことができない届出は、株主名簿管理人に届け出るものとする。

第4章 単元未満株式の買取り

(買取請求の方法)

第9条 単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて行うものとする。

(買取価格の決定)

第10条 単元未満株式の1株当りの買取価格は、前条による請求に係る通知が株主名簿管理人専務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。但し、

その日に同市場において売買取引がないときは、その後同市場において最初になされた売買取引の成立価格とする。

(買取代金の支払)

第11条 買取代金は、前条による1株当りの買取価格に買取請求株式数を乗じて得た額とし、本会社が別途定めるときを除き、買取価格の決定した日の翌日から起算して4営業日目に支払うものとする。

2 買取請求者は、銀行預金口座への振込又はゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払を請求することができるものとする。

(買取株式の移転)

第12条 本会社は、買取請求を受けた単元未満株式について、前条による買取代金の支払手続を完了した日に本会社の振替口座に振り替えるものとする。

第5章 単元未満株式の買増し

(買増請求の方法)

第13条 単元未満株式の買増しを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて行うものとする。

(自己株式の残高を超える買増請求)

第14条 同一日になされた買増請求の合計株式数が、本会社の保有する該渡すべき自己株式数を超えているときは、その日におけるすべての買増請求は、その効力を生じないものとする。

(買増請求の受付停止期間)

第15条 本会社は、毎年3月31日から起算して10営業日前から3月31日までの間及び9月30日から起算して10営業日前から9月30日までの間、買増請求の受付を停止するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本会社が必要と認めるときは、別に買増請求の受付停止期間を設けることができるものとする。

(買増価格の決定)

第16条 単元未満株式の1株当りの買増価格は、第13条による請求に係る通知が株主名簿管理人専務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。但し、その日に同市場において売買取引がないときは、その後同市場において最初になされた売買取引の成立価格とする。

(買増代金の受領)

第17条 買増代金は、前条による1株当たりの買増価格に買増請求株式数を乗じて得た額とし、機構の定めるところにより、本会社が指定した日に受領するものとする。

(買増株式の移転)

第18条 本会社は、買増請求を受けた単元未満株式について、前条による買増代金の受領を確認した日に買増請求者の振替口座への振替を申請するものとする。

上から数えて定める

(2) 株主の請求内容が縦書きで記載されている場合

右から数えて定める

(3) 株主の請求において議案が序号で記載されていない場合その他前2号のいずれかに当るとは認められない場合

執行役社長を兼務する取締役が定める

第6章 株主の権利行使

(書面交付請求及び異議申述)

第19条 株主が会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という。）及び同条第5項に規定された異議の申述をするときは、株主名簿管理人に対し書面により行うものとする。但し、書面交付請求を証券会社等及び機構を通じてする場合は、証券会社等及び機構が定めるところによるものとする。

(少数株主権等の行使方法)

第20条 株主が振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を本会社に対して直接行使するときは、本会社が認めるときを除き、記名押印（署名の慣習ある外国人は署名）した書類によるものとし、個別株主通知の受付票を添付するものとする。

(株主提案議案の株主総会参考書類記載)

第21条 株主の提出による議案に関する次の事項について株主総会参考書類に記載する場合、その字数が400字を超えるときには、その概要を記載するものとする。

(1) 提案の理由

(2) 取締役、会計参与及び会計監査人の選任に関する事項

(10を超える数に相当することとなる数の議案の取扱い)

第22条 株主が10を超える数の議案の要領について会社法第305条第1項に定める通知を請求する場合、本会社は、同条第4項前段の10を超える数に相当することとなる数の議案の要領については、これを通知しないものとする。

2 前項の10を超える数に相当することとなる数の議案は、次の各号の定めに従い定めるものとする。但し、前項の請求をした株主が当該請求と併せて提出しようとする2以上の議案の全部又は一部について議案相互間の優先順位を定めている場合には、その定めに従いこれを定めるものとする。

(1) 株主の請求内容が横書きで記載されている場合

○会社法(抄)

(株主提案権)

第三百三条 株主は、取締役に対し、一定の事項(当該株主が議決権を行使することができる事項に限る。次項において同じ。)を株主総会の目的とすることを請求することができる。

2 前項の規定にかかる限り、取締役会設置会社においては、総株主の議決権の百分の二(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の議決権又は三百個(これを下回る数を定款で定めた場合にあっては、その個数)以上の議決権(六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前から引き続き有する株主に限り)に限り、取締役会設置会社の一定の事項を株主総会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、株主総会の日の八週間(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前までにしなければならない。

3 公開会社でない取締役会設置会社における前項の規定の適用については、同項中「六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前から引き続き有する」とあるのは、「有する」とする。

4 第二項の一定の事項について議決権を行使することができない株主が有する議決権の数は、同項の総株主の議決権の数に算入しない。

第三百四条 株主は、株主総会において、株主総会の目的である事項(当該株主が議決権を行使することができる事項に限る。次条第一項において同じ。)につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき株主総会において総株主(当該議案について議決権を行使することができない株主を除く。)の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合は、この限りでない。

第三百五条 株主は、取締役に対し、株主総会の日の八週間(これを下回る期間を定めた場合にあっては、その期間)前までは、株主総会の目的である事項につき、当該株主が提出しようとする議案の要領を株主に通知する(第三百六十一条第一項又は第二項の通知をする場合にあっては、その通知に記載し、又は記載する)ことを請求することができる。ただし、取締役会設置会社においては、総株主の議決権の百分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の議決権又は三百個(これを下回る数を定款で定めた場合にあっては、その個数)以上の議決権を六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前から引き続き有する株主に限り、当該請求をることができる。

- 2 公開会社でない取締役会設置会社における前項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前から引き続き有する」とあるのは、「有する」とする。
- 3 第一項の株主総会の目的である事項について議決権を行使することができない株主が有する議決権の数は、同項ただし書の総株主の議決権の数に算入しない。
- 4 取締役会設置会社の株主が第一項の規定による請求をする場合において、当該株主が提出しようとする議案の数が十を超えるときは、前三項の規定は、十を超える数に相当することとなる数の議案については、適用しない。この場合において、当該株主が提出しようとする次の各号に掲げる議案の数については、当該各号に定めるところによる。
- 一 取締役、会計参与、監査役又は会計監査人(次号において「役員等」という。)の選任に関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。
 - 二 役員等の解任に関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。
 - 三 会計監査人を再任しないことに関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。
 - 四 定款の変更に関する二以上の議案 当該二以上の議案について異なる議決がされたとすれば当該議決の内容が相互に矛盾する可能性がある場合には、これらを一の議案とみなす。
- 5 前項前段の十を超える数に相当することとなる数の議案は、取締役がこれを定める。ただし、第一項の規定による請求をした株主が当該請求と併せて当該株主が提出しようとする二以上の議案の全部又は一部につき議案相互間の優先順位を定めている場合には、取締役は、当該優先順位に従い、これを定めるものとする。
- 6 第一項から第三項までの規定は、第一項の議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき株主総会において総株主(当該議案について議決権を行使することができない株主を除く。)の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合には、適用しない。

○提出スケジュールについて

- ・株主総会の開催想定日 令和7年6月26日（水）
- ・会社法上の提出期限 令和7年4月30日（水）
- ・大阪市提出日 令和7年4月25日（金）

供覧

供覧区分 課長

No.

市長	副市長	供覧開始 令和 7年 4月 28日
		閲了予定 年 月 日
		閲了 令和 7年 4月 30日

標題
個別株主通知済通知書について（供覧）

副題
関西電力（株）

標題について、三菱UFJ信託銀行より通知がありましたので、別紙のとおり供覧します。

登録名称
出資財産関係書類

常用期間 保存期間 10年	文書分類 1 3 0 2	項目 細節
公開・非公開の区分 部分公開 情報公開条例第7条第2号による	文書主任 審査済み	取扱い上の注意
		特定個人情報区分
		否

大阪市

000000012910837 - 1

大阪市

0000000012910837 - 2

〒530-8201

2025年4月17日

大阪市北区中之島1丁目3-20

大阪市財政局財務部財源課 様

00169 [REDACTED]
000000001318397

関西電力株式会社



株主名簿管理人
三菱UFJ信託銀行株式会社

(連絡先)
〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社
大阪証券代行部
電話 0120-094-777 (通話料無料)

書類送付のご案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、下記書類をご送付いたしましたので、ご査収ください。

敬具

記

<送付書類>
個別株主通知済通知書

1部

以上

大阪市北区中之島1丁目3-20

大阪市 大阪市長 横山 英幸 様

00169 [REDACTED]
000000001318390

関西電力株式会社

特別口座管理機関
三菱UFJ信託銀行株式会社(連絡先)
〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行
電話 0120-094-777 (通話料無料)

個別株主通知済通知書

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
 さて、株式会社証券保管振替機構は、去る、2025年4月17日付で、
 発行会社に対して本書の内容について個別株主通知を行っておりますので
 その旨、ご通知いたします。少数株主権等の権利行使を行う場合は、上記通知
 の後4週間以内に発行会社に対して行う必要がありますのでご注意ください。
 なお、株式会社証券保管振替機構に通知いたしました口座管理機関が管理する
 株主様の特別口座に記載された上記発行会社（銘柄）の振替株式の数に
 つきましては、下記の通りとなります。

敬 具

記

- 銘柄 : 関西電力株式会社
- 受付番号 : 0000000000169001
- 特別口座口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社から株式会社証券
保管振替機構に通知した上記発行会社（銘柄）の振替株式の数
68,286,880株

(ご注意)

- ・本通知書は、「個別株主通知申出受付票」と合わせて、少数株主権等の行使の
際に必要となる場合がありますので、大切に保管してください。
- ・本通知書は、譲渡、売買、質入等はできません。

以 上

関西電力の定時株主総会について

1 株主総会について

日時 令和7年6月26日（水）午前10時から

場所 ATCホール（大阪市住之江区）

本市出席者 環境局長

2 議案に対する本市の考え方について

議案に対する賛否案 別添のとおり

関西電力 第101回定時株主総会 議案に対する議決権行使

※新規提案は議案番号に「新」と表示

議案番号	提案者	議案の概要	大阪市議決権行使（案）				
			R6 賛否	R6 賛否	R7 賛否	理由	
1	会社	普通株式1株につき金30円の配当	○	○	○	安定配当の維持に向けた企業の取組が一定評価できるため	
2	会社	取締役13名の選任	○	○	○	それぞれの経歴等に特段の問題は見受けられないため、指名委員会の決定を尊重する	
3	株主A	原子力発電事業から撤退し、将来世代の負担を最小化できるよう、廃炉、廃棄物の管理・保管・処分等に取り組む。	×	棄権	棄権	一定の条件を置かずして原子力発電の必要最低限の稼働までも否定している部分が、本市提案第17号議案（ゼロカーボン社会の実現への貢献）と異なっており、賛否を判断しかねる	
4	株主A	気候変動にかかる科学的知見、国際合意および歴史的排出責任を踏まえ、本会社の事業及びサプライチェーンにわたる脱炭素化を計画的に進める。投資・出資においても、計画段階から気候変動との関連を優先する。	×	○	○	本市提案第17号議案（ゼロカーボン社会の実現への貢献）と類似するため	
5	株主A	社会的責任を果たすための対話の基礎として情報開示を進める。利害関係者の関心・意見を把握し、対話の質を評価・改善する仕組みをつくる。	×	○	○	経営の透明性向上を総論として求める議案であり、本市スタンスと合致するため	
6	株主A	技術的・組織的基礎として、災害等に対して頑健な設備・事業体制づくり、人材の育成・定着と技術の開発・継承を進めること。	×	×	×	総論として人材育成や技術開発が必要なことは理解するが、既に取り組んでいるものと考えられ、個別の定款化は求めない	
7	株主A	「職場のジェンダー平等」実現を目指し、賃金や管理職における男女比など性差別解消およびLGBTなど性的な少数者への差別解消・持続可能な開発目標実現について、関連会社を含め目標となる指標を定め、その施策改善に努める。	×	×	×	総論として大阪市男女共同参画基本計画の目指す方向性と同じではあるが、既に取り組んでいるものと考えられ、個別の定款化は求めない	
8	株主A	株主総会における議事の経過及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に正確に記載し一般に広く開示する。	×	×	×	経営の透明性向上を求める本市スタンスと一致するものの、議事録については法の規定に則った扱いがされており、個別の定款化は求めない	
9	株主B	取締役 榊原 定征 の解任	×	×	×	経歴等に特段の問題は見受けられないため	
10	株主B	取締役 森 望 の解任	×	×	×	経歴等に特段の問題は見受けられないため	
11	株主B	取締役 田中 素子 の解任	×	×	×	経歴等に特段の問題は見受けられないため	

議案番号	提案者	提案の概要	取締役会見解	大阪市議決権行使 (案)			
				賛否	R6 賛否	R7 賛否	理由
12 新	株主B	原子力防災担当専任執行役の新設	×	一	×		指名委員会等設置会社において、執行役は取締役会によって選任されるとともに、その職務の分掌は取締役会の権限とされているため、取締役会の決定を尊重する
13	株主B	執行役の報酬及び業績を個別に開示する。	×	×	×		経営の透明性向上を求める本市スタンスと一致するものの、法の規定を上回る開示を行っており、個別の定款化は求めない
14	株主B	原子力発電を稼働せずにゼロカーボンを実現するため、脱原発推進委員会を設置する。	×	棄権	棄権		一定の条件を置かずには原子力発電の必要最低限の稼働までも否定している部分が、本市提案第17号議案(ゼロカーボン社会の実現への貢献)と異なっており、賛否を判断しかねる
15 新	株主B	原子力規制委員会の審査において不許可となった原発の契約の破棄	×	一	棄権		提案内容等に不明な箇所があり、賛否を判断しかねる
16	株主B	プルトニウムを取り出さない。	×	棄権	棄権		本市提案第17号議案(ゼロカーボン社会の実現への貢献)では、原子力発電について万全の安全対策を求めていたが、使用済燃料の再処理までも否定しているものではないことから、賛否を判断しかねる
17	大阪市	(ゼロカーボン社会の実現への貢献) ・多様かつゼロカーボンの実現につながるエネルギー源の導入及び新技術の開発を推進する。 ・万全の安全対策、賠償責任が会社の負担能力を超えない制度の創設、核燃料の最終処分方法の確立がない限り、原発の稼働は必要最低限とし、新增設しない。	×	○	○		本市提案であるため
18	京都市	(原発に依存しない持続可能で安心安全な電力供給体制の構築) ・原子力発電に依存しない、持続可能で安心安全な電力供給体制の早期構築。 ・上記の電力供給体制が構築されるまでの間ににおいて、電力の安定供給のために必要な範囲で原子力発電所を運転する場合は、安全性の確保と地域住民の理解を得る。	×	○	○		持続可能で安心安全な電力供給体制の構築に向けた基本的な方向性が本市と同じであるため
19	京都市	(ゼロカーボン社会の実現) ・再エネを主力にした発電事業を始めとする事業活動に伴うCO2排出量を2050年までに全体としてゼロとするため、多様かつゼロカーボンの実現につながるエネルギー源を積極的に導入し、再生可能エネルギーの主力電源化を推進する。	×	○	○		ゼロカーボン社会の実現に向けた基本的な方向性が本市と同じであるため

第 101 回 関電株主総会（6/26）にかかる想定 QA

Q 1 本日の関西電力の株主総会で、大阪市の提案が否決されたことについてどう考えるか？

A 1

・今回の正確な賛同率は承知していないが、定款変更については、3 分の 2 の賛成が必要なのでハードルが高いことは認識している。

・ただ、可決に至らなくとも、筆頭株主として関電の経営陣に訴えかけることは重要と考えている。

Q 2 他の株主から日本原電との契約解除に関する提案があったが、なぜ大阪市は棄権したのか。

A 2

・提案の趣旨が原発に対する万全の安全対策及びコスト削減であればその点は本市と一致するところ。

・一方で、賛否を判断するには提案内容からは（契約内容など）不明な箇所があるため、棄権としている。

Q 3 昨年行った社長との意見交換会は、今年も実施するのか？

A 3

・昨年度は議案を減らしたこともあり株主の立場から意見交換会を実施した

・現時点において実施する予定はない

【4/25 株主提案実施時における想定 QA 一部再掲】

① 昨年度に提案を減らしたが、今後もその方針を継続していくのか？

- ・ガバナンスの強化や組織風土改革等、関西電力の自助努力により取組を進めるべきものについては昨年度より提案を見送っている
- ・ただし、「コスト削減」や「透明性の向上」など企業体制の強化も含めて厳しく求めていくスタンスは変わっていない
- ・電力事業の公益性に鑑み、今後も筆頭株主として関西電力に対して厳しい目で監視し、不適切事案等が生じた場合や経営改革等の取組が後退していると判断する場合は、株主提案権の行使を検討していく
- ・また、自治体としても市民の安全・安心を守る観点から関西電力の動向に注視し、株主・自治体の両面から関西電力の取組に携わっていく
- ・なお、原発については、使用済燃料の処理の見通しが立っていないなど、課題が解決していないため、引き続き提案を行っている

② 第7次エネルギー基本計画において、原子力発電について「最大限活用する」と明記されたが、大阪市として脱原発の考え方へ変更はないか。

- ・原発は発電時に CO2 を排出しないことから、2050 年のカーボンニュートラル達成に向けて、国が原発の活用を推進する方針としたことについては承知している
- ・しかしながら、使用済燃料の最終処分等の課題が解決できないまま、原発の稼働や新增設を行うことは、将来の世代・未来に向けて無責任と考えており、断じて許されることではない
- ・一方で、昨今の世界的な情勢を踏まえると、市民の生活をなんとか成り立つようにするためには、当面の間は、原発の稼働もやむを得ないと考える
- ・これらの考え方はこれまでも主張し続けてきたものであり、変更しているものではない。

③ ゼロカーボン社会の実現には原発は必要との考え方？

- ・原発は発電時に CO₂ を排出しないことから、2050 年のカーボンニュートラル達成に向けて原発の活用を推進する動きがあることは承知している。
- ・一方で、原発が抱える課題が解決されないまま積極的に推進していくべきではなく、まずは原発が抱える課題の早急な解決、そして原発に代わる再生可能エネルギーの最大限の導入や新技術の開発に積極的に取り組むべき

- * 令和 7 年 2 月に閣議決定された第 7 次エネルギー基本計画では、以下明記された
- ・「特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していくとした上で、2040 年度におけるエネルギー需給の見通し（原子力 2 割程度）を示した。
 - ・原子力発電については、「可能な限り依存度を低減する」としていた方針を見直し、「最大限活用する」と明記
 - ・廃炉となる原発の建て替え条件の緩和や、既設炉の最大限の活用、次世代革新炉の開発・設置も明記

④ R5 年度までの株主提案では、「可及的速やかに全ての原子力発電所を廃止する。」とされており、脱原発を取り下げたのではないか？

- ・これまでの株主提案においても、万全の安全対策など 3 つの条件を満たせる見通しが立たない限り、という前提をつけており、これらの条件を早急に満たすよう、国や関西電力に求めていく。
- ・これらの条件を満たせないなら、原発を推進すべきではない。

- * 3 つの条件
- (1)天災・武力攻撃を含む論理的に想定されるあらゆる事象についての万全の安全対策
- (2)原子力発電所の事故発生時における賠償責任が本会社の負担能力を超えない制度の創設
- (3)使用済燃料の最終処分方法の確立

⑤ 以前、株式の売却が市会で議論されたが、今後の方針は？

- ・以前からの売却方針は変わらないが、議会の承認等の様々な手続きや株価・市場への影響などを考慮する必要があるため、慎重に考えていきたい
- ・株式を保有している間は、株主としての立場から経営上の問題について説明責任を果たすことを求めていく。

*議員提出議案可決 (H26.2.28)

「地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例」

- ・「株式の売払いでその予定価格が1億円以上のもの」が議決事件として追加される。

*大阪市戦略会議 (H26.11.10) : 議案「関電株式の売払いについて」

- ・本市保有の株式については、上場・未上場株式を問わず、売却を基本とする。
- ・但し、上場株については本市の方針・行動が株価・市場に極力影響を及ぼさないよう最大限努めるものとする。

*株式売却議案提出 (H26.11.21) ⇒同12月 否決

*市長からの要求監査 (H26.12.26) : 「関西電力株式の保有について」

(政策目的による保有の是非について監査委員の判断の及ぶところではないが市長が、関電株保有の意義は薄れたとの前提に基づき監査委員の立場からの判断を求めたため、運用目的の視点から関電株保有の是非を判断)

<監査結果報告 (H27.5.1) (抜粋) >

- ・元本保証がない株式を基金において取得、保有すること自体が法の趣旨から逸脱しており基金として関電株を保有することは妥当とは言えない。
 - ・無配状態や株価の下落傾向が統ければ、毀損リスク回避への対応を検討すべき。
- ⇒基金保有株式を一般会計の出資財産に移し替え (H27.3)

*株式売却議案再提出 (H27.2.24) ⇒同3月 否決

⑥ 金品受領問題で、関西電力(新経営陣)と旧経営陣の訴訟状況を見守るとしていたが、方針に変更はあるのか？

- ・訴訟については、引き続き、新経営陣と旧経営陣のなれ合い的和解がないように注視していく方針は変わらない。
- ・なお、金品受領問題に対する関西電力としての経営改革は一定進展していると認識しているが、
- ・透明性が疑われる和解をするなど本市スタンスと異なる状況になれば、改めて対応を検討する。

* 関西電力の訴訟状況

- ・令和2年6月 関西電力(新経営陣)が旧経営陣に対して損害賠償請求訴訟を提起
- ・令和3年10月 第1回口頭弁論
- ・令和4年4月 第2回口頭弁論
- ・令和5年6月 第3回口頭弁論

►新規15号議案について（日本原電との契約解除）

議案趣旨：「原子力規制委員会の審査において不許可となった原発の契約の破棄」の定款への記載

提案理由

- ・2024年11月13日、原子力規制委員会が日本原電敦賀発電所2号機（敦賀2号）の設置変更申請に対し不許可を決定
- ・日本原電は不許可決定後も再申請への手続きを進める姿勢を表明
- ・関電は2011年から長期停止中の敦賀2号に料金を払い続けており、決定後も「引き続き必要な支援を行う」との意向
- ・敦賀2号は速やかに廃炉すべきで再申請への支援継続は認められず、関電は日本原電との契約を破棄すべき

本市の考え方

- ・提案の趣旨が原発に対する万全の安全対策及びコスト削減であればその点は本市と一致
- ・一方で、賛否判断において精査すべき、関電と日本原電との契約内容等については非公表のため、判断が困難

棄権

過去の日本原電に関する議案と本市の賛否

提案

令和4年度 第98回総会

- ・日本原子力発電株式会社との電力購入契約を結ばない

本市の賛否及びその理由

棄権

理由：個別企業との契約内容の是非については判断できないため

令和元年度第95回 平成30年度第94回

- ・日本原子力発電株式会社との電力購入契約を結ばない

棄権

理由：個別企業との契約内容の是非については判断できないため

平成26年度第90回 平成25年度第89回

- ・経営の透明性確保と日本原電との資本関係解消

賛成

理由：（当時の）大阪市の提案（脱原発と安全性の確保）と類似するため

►新規15号議案について（日本原電との契約解除）

【参考】日本原子力発電所株式会社（日本原電）について

1 関西電力等との資本関係について

- ・戦後復興に伴う電力需要の高まりに対応するため民間出資により設立された、原子力発電に特化した発電事業者
- ・関電を含む旧一般電気事業者9社（沖縄電力を除く）80%、電源開発20%の出資によって、昭和32年に設立
- ・敦賀2号機、東海第二についてそれぞれ関電等3社、東京電力等2社と受電契約

敦賀2号にかかる受電契約について

- ・敦賀2号の建設にあたり、関西、中部及び北陸の電力3社が、それぞれ33%、34%、33%を受電する契約を原電と結んでいる。
 - ・契約の詳細は不明だが、敦賀2号停止後も、北陸電力は基本料金として141億円を日本原電に支払っており、関西電力も同等規模の料金を支払っていると推察される。
- 【第41回料金制度専門会合資料】

日本原電が保有する原発について

	運転開始	状況	供給先 電力会社
敦賀発電所1号機	S45.3.14	廃炉決定済【H27.4.27運転停止】	関西、中部、 北陸
敦賀発電所2号機	S62.2.17	点検中【H23.5.7運転停止】	
東海発電所	S41.7.25	解体中【H10.3.31停止】	東北、東京
東海第二発電所	S53.11.28	停止中【H23.3.11停止】	

2 敦賀2号の不合格決定について

敦賀原子力発電所2号に関する原子力規制委員会の審査結果

- ・2015年11月15日 日本原電が新規性基準適合性確認審査に係る原子炉設置変更許可を申請
- ・2024年11月13日 原子力規制委員会が敦賀2号の再稼働に向けた新規制基準適合性審査で「不合格」（再稼働不許可）決定

〔不合格の理由〕 活断層の存在と新規制基準の適合

新規制基準では、活断層の上に原子炉などの重要施設を設置することを禁じているが、敷地内に存在する断層の活動性や連続性について、適合しないと結論付けられた。

⇒日本原電は、再稼働に向けて追加調査を行い、再申請を検討する意向を示している。

※原子力規制委員会は再度の申請について否定をしていない。

決裁

決裁区分 局長

No.

市長	副市長	起案 令和 7年 6月 19日
		施行 予定 年 月 日
		決裁 令和 7年 6月 20日
		完結 年 月 日

標題

関西電力株式会社 第101回定時株主総会における議決権行使と職務代行通知について

副題

令和7年度 株主提案関係

標題について、関西電力株式会社より定時株主総会にかかる招集通知がありましたので、案の1により議案3号、4号、14号～19号の議決権行使について、案の2により職務の代行について決定し、財政局に提出します。

なお、案の1における議案1号、2号、5～13号の議決権行使について、財政局で決定のうえ、当局決定内容と併せて、財政局として本市の議決権行使内容を決定します。

簿冊名称 エネルギー政策関係書類							写し配布先	公開・非公開の区分
								部分公開 情報公開条例第7条 第4号による
常用期間 保存期間	3年	文書 分類	款 6	項 6	目 0	節 0	細節	
公印（電子署名）審査	市長印	一般・専用	電子署名	文書主任	施行取扱い上の注意			
取扱責任者 (ICカード使用者)	文書主任	通 箇所						
		局区所長印	一般・専用					
		通 箇所						
				審査済み				
					特定個人情報区分			
					否			

大阪市

0000000012913961 - 1 -

関西電力 第101回定時株主総会 議案に対する議決権行使

※新規提案は議案番号に「新」と表示

議案番号	提案者	提案の概要	取締役会見解	大阪市議決権行使（案）			
				賛否	R6 賛否	R7 賛否	理由
1	会社	普通株式1株につき金30円の配当	○	○	○	○	安定配当の維持に向けた企業の取組が一定評価できるため
2	会社	取締役13名の選任	○	○	○	○	それぞれの経歴等に特段の問題は見受けられないため、指名委員会の決定を尊重する
3	株主A	原子力発電事業から撤退し、将来世代の負担を最小化できるよう、廃炉、廃棄物の管理・保管・処分等に取り組む。	×	棄権	棄権	棄権	一定の条件を置かずには原子力発電の必要最低限の稼働までも否定している部分が、本市提案第17号議案(ゼロカーボン社会の実現への貢献)と異なっており、賛否を判断しかねる
4	株主A	気候変動にかかる科学的知見、国際合意および歴史的排出責任を踏まえ、本会社の事業及びサプライチェーンにわたる脱炭素化を計画的に進める。投資・出資においても、計画段階から気候変動との関連を優先する。	×	○	○	○	本市提案第17号議案(ゼロカーボン社会の実現への貢献)と類似するため
5	株主A	社会的責任を果たすための対話の基礎として情報開示を進める。利害関係者の関心・意見を把握し、対話の質を評価・改善する仕組みをつくる。	×	○	○	○	経営の透明性向上を総論として求める議案であり、本市スタンスと合致するため
6	株主A	技術的・組織的基礎として、災害等に対して頑健な設備・事業体制づくり、人材の育成・定着と技術の開発・継承を進めること。	×	×	×	×	総論として人材育成や技術開発が必要なことは理解するが、既に取り組んでいるものと考えられ、個別の定款化は求めない
7	株主A	「職場のジェンダー平等」実現を目指し、賃金や管理職における男女比など性差別解消およびLGBTなど性的な少數者への差別解消、持続可能な開発目標実現について、関連会社を含め目標となる指標を定め、その施策改善に努める。	×	×	×	×	総論として大阪市男女共同参画基本計画の目指す方向性と同じではあるが、既に取り組んでいるものと考えられ、個別の定款化は求めない
8	株主A	株主総会における議事の経過及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に正確に記載し一般に広く開示する。	×	×	×	×	経営の透明性向上を求める本市スタンスと一致するものの、議事録については法の規定に則った扱いがされており、個別の定款化は求めない
9	株主B	取締役 柳原 定征 の解任	×	×	×	×	経歴等に特段の問題は見受けられないため
10	株主B	取締役 森 望 の解任	×	×	×	×	経歴等に特段の問題は見受けられないため
11	株主B	取締役 田中 素子 の解任	×	×	×	×	経歴等に特段の問題は見受けられないため

議案番号	提案者	提案の概要	取締役会見解	大阪市議決権行使（案）			
				賛否	R6 賛否	R7 賛否	理由
12 新	株主B	原子力防災担当専任執行役の新設	×	一	×		指名委員会等設置会社において、執行役は取締役会によって選任されるとともに、その職務の分掌は取締役会の権限とされているため、取締役会の決定を尊重する
13	株主B	執行役の報酬及び業績を個別に開示する。	×	×	×		経営の透明性向上を求める本市スタンスと一致するものの、法の規定を上回る開示をすでに行っており、個別の定款化は求めない
14	株主B	原子力発電を稼働せずにゼロカーボンを実現するため、脱原発推進委員会を設置する。	×	棄権	棄権		一定の条件を置かずには原子力発電の必要最低限の稼働までも否定している部分が、本市提案第17号議案（ゼロカーボン社会の実現への貢献）と異なっており、賛否を判断しかねる
15 新	株主B	原子力規制委員会の審査において不許可となった原発の契約の破棄	×	一	棄権		提案内容等に不明な箇所があり、賛否を判断しかねる
16	株主B	プルトニウムを取り出さない。	×	棄権	棄権		本市提案第17号議案（ゼロカーボン社会の実現への貢献）では、原子力発電について万全の安全対策を求めてはいるが、使用済燃料の再処理までも否定しているものではないことから、賛否を判断しかねる
17	大阪市	（ゼロカーボン社会の実現への貢献） ・多様かつゼロカーボンの実現につながるエネルギー源の導入及び新技術の開発を推進する。 ・万全の安全対策、賠償責任が会社の負担能力を超えない制度の創設、核燃料の最終処分方法の確立がない限り、原発の稼働は必要最低限とし、新增設しない。	×	○	○		本市提案であるため
18	京都市	（原発に依存しない持続可能で安心安全な電力供給体制の構築） ・原子力発電に依存しない、持続可能で安心安全な電力供給体制の早期構築。 ・上記の電力供給体制が構築されるまでの間ににおいて、電力の安定供給のために必要な範囲で原子力発電所を運転する場合は、安全性の確保と地域住民の理解を得る。	×	○	○		持続可能で安心安全な電力供給体制の構築に向けた基本的な方向性が本市と同じであるため
19	京都市	（ゼロカーボン社会の実現） ・再エネを主力にした発電事業を始めとする事業活動に伴うCO2排出量を2050年までに全体としてゼロとするため、多様かつゼロカーボンの実現につながるエネルギー源を積極的に導入し、再生可能エネルギーの主力電源化を推進する。	×	○	○		ゼロカーボン社会の実現に向けた基本的な方向性が本市と同じであるため

職務代行通知書

令和7年6月26日開催の関西電力株式会社第101回定時株主総会（継続会または延会を含む。）において、下記のとおり議事に関連する一切の件について、環境局長井原優子を職務代行者として派遣いたしますので、ここに通知いたします。

なお、当該代行者に急遽派遣の妨げとなる事由が生じた場合は、代替として環境局理事兼エネルギー政策室長井上光太郎、環境局エネルギー政策担当部長北浦勝哉、環境局環境施策部エネルギー政策担当課長大谷直人、同部環境施策課エネルギー政策担当課長代理天野邦彦または同課担当係長石橋稔也を職務代行者として派遣いたします。

記

1. 関西電力株式会社の第101回定時株主総会の下記のとおり議決権行使すること。
 - ・1号、2号、4号、5号、17号～19号については賛成
 - ・6号～13号については反対
 - ・3号、14号～16号については棄権
2. 修正案が提出された場合には、上記1.の趣旨の範囲内で議決権行使すること。
3. 議案第17号についての提案、趣旨説明等を行うこと。
4. 同総会における提案、動議等の一切につき、議決権行使すること。

令和7年6月 日

株主住所 大阪府大阪市北区中之島1丁目3番20号

株主氏名 大阪市 大阪市長 横山 英幸 印

以上

決裁

決裁区分 局長

No.

市長	副市長	起案 令和 7年 6月 20日
		施行 予定 年 月 日
		決裁 令和 7年 6月 23日
		完結 年 月 日

標題

定時株主総会における議決権行使について

副題

関西電力(株)第101回定時株主総会

標題について、別添のとおり株主総会開催通知がありましたので、案の1のとおり議決権行使し、案の2のとおり職務代行通知書を発行します。

なお、職務代行通知書提出にあたり、相手方の求めにより公印が必要であるため、大阪市公文書管理規程第24条第2号の規定により押印します。

また、議決権の行使にかかる議案の賛否については別紙の見解に基づき決定しており、当該見解については令和7年6月13日に市長説明を行ったものです。

簿冊名称 出資財産関係書類							写し配布先	公開・非公開の区分
常用期間 保存期間	10年	文書 分類	款 1	項 3	目 0	節 2	細節	
公印(電子署名)審査	市長印	一般・専用	電子署名	文書主任	施行取扱い上の注意			
取扱責任者 (ICカード使用者)	文書主任	1通	1箇所					
		局区所長印	一般・専用	審査済み				
		通	箇所				特定個人情報区分	
							否	

大阪市

000000012912461 - 1

関西電力株式会社 御中 議決権行使書 2025年6月日
私は、2025年6月26日開催の関西電力株式会社第101回定期株主総会(総会または延会を含む。)の各議案につき、下記(賛否を○印で表示)のとおり議決権行使します。

会社提案	第2号議案 (はだし次の議案を除く。)
○ 賛	○ 賛
○ 否	○ 否

(ご注意)
株主からのご提案につきましては、当社取締役会はそのいずれにも反対しております。第3号議案以下につき、当社取締役会に賛成の場合に「賛」に、株主からのご提案に賛成の場合は「是」に印でご表示願います。
関西電力株式会社

株主からの「1」提案	第3号議案 ○ 賛	第4号議案 ○ 賛	第5号議案 ○ 賛	第6号議案 ○ 賛	第7号議案 ○ 賛	第8号議案 ○ 賛	第9号議案 ○ 賛	第10号議案 ○ 賛	第11号議案 ○ 賛
○ 賛	○ 賛	○ 賛	○ 賛	○ 賛	○ 賛	○ 賛	○ 賛	○ 賛	○ 賛
○ 否	○ 否	○ 否	○ 否	○ 否	○ 否	○ 否	○ 否	○ 否	○ 否
○ 賛	○ 賛	○ 賛	○ 賛	○ 賛	○ 賛	○ 賛	○ 賛	○ 賛	○ 賛
○ 否	○ 否	○ 否	○ 否	○ 否	○ 否	○ 否	○ 否	○ 否	○ 否

各議案について賛否の表示がない場合は、会社提案については賛、株主からのご提案については否の表示があつたものとして取扱います。
関西電力株式会社

10006828681+000703



530-8201
大阪市北区中之島1丁目3-20



大阪市

大阪市長 横山 英幸



*010001<00169+8000120025093101000100000101999000000146>000003000

基準日(2025年3月31日)
現在のご所有株式数 68286880 株

お願い

- 株主総会にご出席の場合は、左の議決権行使専用紙を出席票に代えさせていただきますので、会場受付へご提出ください。
- 株主総会にご出席されない場合は、下記いずれかの方法により、議決権行使することができます。
 - 【専用による議決権の行使】
議決権行使専用紙に賛否をご表示のうえ、この部分を切り取り、2025年6月25日の午後5時30分までに到着するようご返送ください。
 - 第2号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者について異なる意思を表示される場合は、投票ごとに記入に記載の該候補者の番号をご記入ください。
 - 【インターネットによる議決権の行使】
スマートフォンでログイン用QRコードを読み取るか、ウェブサイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)に下記のログインID・仮パスワードにてログイン後、2025年6月25日の午後5時30分までに賛否をご入力ください。
- 裏面もお読みください。

ログイン用 QR コード
(ID・パスワード入力不要)

ログイン ID
0169-████████73Y
仮パスワード 株主番号(8桁)
685572

関西電力株式会社

職務代行通知書

令和7年6月26日開催の関西電力株式会社第101回定時株主総会（継続会または延会を含む。）において、下記のとおり議事に関連する一切の件について、環境局長井原優子を職務代行者として派遣いたしますので、ここに通知いたします。

なお、当該代行者に急遽派遣の妨げとなる事由が生じた場合は、代替として環境局理事兼エネルギー政策室長井上光太郎、環境局エネルギー政策担当部長北浦勝哉、環境局環境施策部エネルギー政策担当課長大谷直人、同部環境施策課エネルギー政策担当課長代理天野邦彦または同課担当係長石橋稔也を職務代行者として派遣いたします。

記

1. 関西電力株式会社の第101回定時株主総会の下記のとおり議決権行使すること。
 - ・1号、2号、4号、5号、17号～19号については賛成
 - ・6号～13号については反対
 - ・3号、14号～16号については棄権
2. 修正案が提出された場合には、上記1.の趣旨の範囲内で議決権行使すること。
3. 議案第17号についての提案、趣旨説明等を行うこと。
4. 同総会における提案、動議等の一切につき、議決権行使すること。

令和7年6月 日

株主住所 大阪府大阪市北区中之島1丁目3番20号

株主氏名 大阪市 大阪市長 横山 英幸 印

以上

議決権行使チェックシート

団体名 関西電力(株)

1. 損益の状況(連結ベース)

(単位:億円)

	前期	当期	比較 (当期-前期)	増減理由
営業収益	40,593	43,371	2,777	販売電力料の増加等による増
経常利益	7,659	5,316	▲2,343	燃料費調整制度による収入減等による減
当期純利益	4,418	4,203	▲215	上記、経常利益の減による減

2. 損益の状況(単体ベース)

(単位:億円)

	前期	当期	比較 (当期-前期)	増減理由
営業収益	32,133	34,656	2,523	販売電力量の増加等による増
経常利益	5,709	3,876	▲1,832	燃料費調整制度による収入減等による減
当期純利益	3,248	3,143	▲104	上記、経常利益の減による減

【見解】

- ・営業収益については、販売電力料の増加等により増なっている。
- ・経常利益並びに当期純利益については、燃料費調整制度による収入の減少等により減少しているが、黒字を維持していることから収支状況について大きな問題はないと思われる。

2. 配当金(剰余金の処分)の状況

(単位:百万円)

	前期	当期	予算	比較	
				(当期-前期)	(当期-予算)
利益剰余金	1,556,102	1,928,108		372,006	
配当総額	22,328	33,447		11,119	
配当性向	—	—		—	
1株あたり(円)	25	30	30	5	0
本市収入額	1,707	2,049	2,049	342	0

【増減理由】

(予算比較) 予算と同額

(前期比較) 販売電力料の増加等による増

【見解】

- ・経営環境を総合的に勘案し、1株当たり30円の配当金を出すこととしており、財務体質の健全性を確保したうえで安定的な配当を維持することを基本方針としていることから、今回の配当金については妥当であると考える。
- ・なお、2025年度の配当金については、2024年度と同額(中間30円、期末30円)と予想されているが、今後も経営状況を注視しつつ、更なる水準の引き上げ、かつ、安定的な配当を求めていく。

【配当金の入金日】

チェック	項目
✓	入金日が効力発生日と同日になっている

3. 本市からの借入金

借入金の有無 無

(1)借入残高 千円

(2)返済状況

【見解】

4. 役員選任議案

議案の有無 有

(1)監理対象団体の該当・非該当 非該当

件名	項目
該当事項がある場合、監修局への協議・報告が完了している	

(2)役員選任候補に本市OB職員の有無 無

→ 対象者氏名・勤続年数 [年] 就任区分

件名	項目
市長の再就職承認を得ている	

(3)役員選任候補に市職員の有無 無

→ 対象者 本市役職・氏名 []

・勤務形態

・受嘱決裁完了日

5. 特別賞与、退職慰労金等贈呈議案

議案の有無 無

(1)社内規定の有無

(2)算定基準

【見解】

出席番号[]番、大阪市です。

第17号議案について、ご説明いたします。

関西電力は、高い公益性・公共性を有する電力会社として、ゼロカーボン社会の実現に向けて、再生可能エネルギーをはじめとする、多様なエネルギー源の導入と新技術の開発を、より一層進めるべきです。

原子力発電を最大限活用するとのことです、ひとたび事故が発生すると、人々の生活や環境は大きく損なわれ、取り戻すことはできません。市民生活を守るため、やむを得ず稼働する場合も、万全の安全対策を講じたうえで必要最小限の範囲とし、将来世代にツケを回さないよう使用済燃料の最終処分方法の確立などの課題を、早急に解決すべきです。

株主の皆様のご賛同をお願いします。

(301文字)

(持ち時間1分)